令和２年８月

学生　各位
保護者　各位

学生課学生支援係

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

このことについて、文部科学省高等教育局学生・留学生課から以下のとおり通知がありました。学生アルバイトについても対象となります。申請は直接、オンラインもしくは郵送にて厚生労働省等に申請ください。（学校からの申請ではありません）

〇新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

＜支援金・給付金の概要＞
・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支援金・給付金を給付し、失業の予防を図るもの。

・具体的には、主に以下２つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の８割（日額上限 11,000 円）を休業実績に応じて支給するもの。
① 令和２年４月１日から９月 30 日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者
② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

【参考】
・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省ホームページ）
（https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html）
・（概要）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省ホームページ）
（https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646900.pdf）
・（労働者・事業主の皆さまへ）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内（厚生労働省ホームページ）
（https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646892.pdf）